

新設分割に係る事前開示書類

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則 205 条に基づく開示事項)

大阪市淀川区宮原一丁目 6 番 1 号
(甲) 株式会社イーエムシステムズ
代表取締役 國光 浩三

東京都港区芝大門二丁目 10 番 12 号
(乙) 株式会社EMソリューション
代表取締役 國光 宏昌

東京都港区芝大門二丁目 10 番 12 号
(丙) エムウィンソフト株式会社
代表取締役 大石 憲司

2020 年 5 月 14 日付で作成した共同新設分割計画書に基づき、2020 年 7 月 1 日を効力発生日として、甲、乙及び丙は、甲乙丙をそれぞれ分割会社とし、新たに設立する株式会社EMテクノロジー研究所を新設会社（以下、「新設会社」という。）として、医療機関及び介護/福祉サービス事業者向けシステム開発事業に関する権利義務を、新設会社へ承継する新設分割（以下、「本件新設分割」という）を行うことといたしました。

会社法第 803 条第 1 項および同法施行規則第 205 条に基づき、下記の事項を本書面により開示します。

記

1. 共同新設分割計画書の内容（会社法第 803 条第 1 項第 2 号）

別紙「共同新設分割計画書」のとおりです。

2. 本件新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号）

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は、本件新設分割に際して新たに株式を 200 株発行し、196 株を当社に、2 株ずつを EMソリューションとエムウィンソフトに割当交付いたします。

新設会社が発行する株式数については、新設会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、200 株といたしました。

(2) 資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び資本準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、共同新設分割計画書第 7 条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社について最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号）

当社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

4. 本件新設分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 205 条第 7 号)

(1) 当社の債務の履行の見込みに関して

- ①当社の 2020 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を上回っております。また、本件新設分割が効力を生じる日以降においても資産の額が負債の額を大幅に上回ることが見込まれます。したがって、本件新設分割が効力を生じる日以降における当社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。
- ②本件新設分割後における当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。
- ③以上のとおり、本件新設分割によっても、当社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みに関して

- ①本件新設分割によって当社から新設会社へ承継される予定の資産の額は、負債の額を十分に上回るため、新設会社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。
- ②本件新設分割後における新設会社の収益状況について、新設会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。
- ③以上のとおり、本件新設分割によっても、新設会社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

5. 本書面の備置開始日後、新設分割が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

(別紙) 共同新設分割計画書

共同新設分割計画書

株式会社イーエムシステムズ（以下、「イーエムシステムズ」という。）とイーエムシステムズの完全子会社である株式会社EMソリューション（以下、「EMソリューション」という。）及びエムウィンソフト株式会社（以下、「エムウィンソフト」という。）は、共同新設分割により新設会社を設立し、それぞれ医療機関並びに介護及び福祉サービス事業者向けシステム開発に関する事業を新設会社へ承継する（以下、「本共同新設分割」という。）ため、以下のとおり共同新設分割計画書（以下、「本共同新設分割計画」という。）を作成する。

(1) 新設会社の目的、商号、発行可能株式総数、その他定款で定める事項
別紙1「定款」のとおり

(2) 新設会社の本店所在地
大阪市淀川区宮原一丁目6番1号

(3) 新設会社設立時の代表取締役及び取締役
代表取締役 寺内信夫
取締役 井上茂雄
同 岡田明
同 國光宏昌
同 大石憲司

(4) 新設会社設立時の監査役
監査役 関めぐみ

(5) 新設会社が承継する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務に関する事項
別紙2「承継権利義務明細表」のとおり

(6) 新設会社が分割会社に対して交付する株式の数及びその割当ての内容
普通株式 200株
(イーエムシステムズ196株、EMソリューション2株、エムウィンソフト2株)

(7) 新設会社の資本金及び準備金の額
資本金 500万円
準備金 なし

(8) 新設会社の設立登記日（分割の効力発生日）
2020年7月1日予定
ただし、取締役会の承認を得られない、所管監督庁より許認可が取得できない等、手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更することができる。

(9) 条件の変更
本共同新設分割計画作成後、分割の効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により各社の資産又は経営状態に重大な変動が生じた時は、イーエムシステムズは他の2社の同意を取得することで、本共同新設分割計画を変更し、又は中止することができる。

(10) 競業避止義務の不存在

新設会社の成立後においても、イーエムシステムズ、EMソリューション、エムウィンソフトは、法令（会社法第21条を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、新設会社に対し一切の競業避止義務を負わない。

(11) 規定外事項

本共同新設分割計画に定めるものの他、本共同新設分割に関し必要な事項は、本共同新設分割の趣旨に従って、イーエムシステムズ、EMソリューション、エムウィンソフト3社協議のうえで決定するものとする。

(12) 簡易分割

この共同新設分割計画書については、株主総会の承認を得ないで分割を行うものとする。

以上、本共同新設分割計画書の成立を証して本書1通を作成し、イーエムシステムズが原本を、EMソリューション及びエムウィンソフトが写しを保有する。

2020年5月14日

大阪府大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
株式会社イーエムシステムズ
代表取締役会長 國光 浩三

東京都港区芝大門二丁目10番12号
株式会社EMソリューション
代表取締役社長 國光 宏昌

東京都港区芝大門二丁目10番12号
エムウィンソフト株式会社
代表取締役会長 大石 憲司

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社EMテクノロジー研究所と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社及び外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- (1) コンピュータソフトウェアの開発・保守ならびにサービス
- (2) 情報処理・分析サービス及び通信サービスの提供
- (3) コンピュータ及びコンピュータ周辺機器、消耗品の開発・保守ならびにサービス
- (4) 医薬品、医薬部外品、毒劇物、医療機器、介護用品、健康器具、備品、消耗品の販売及び賃貸
- (5) 食料品、健康食品の販売
- (6) 総合レンタル業
- (7) 人材育成のための教育業務
- (8) 労働者派遣に関する事業
- (9) 有料職業紹介事業
- (10) アウトソーシング業務、情報処理、文書作成等の事務処理請負業
- (11) 医薬品の製造
- (12) 健康指導及び研修会の開催
- (13) 医療機関等及び介護・福祉施設の開設支援、保守、管理、運営
- (14) 文具、事務用機器及び付属品の販売、修理ならびに輸出入業務
- (15) コンサルタント事業
- (16) 回収代行業務
- (17) 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、取締役会及び監査役を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第9条 当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第11条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

2. 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
3. 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(株主総会の開催地)

第16条 株主総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、その他の地において開催することができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役並びに出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第22条 当社の取締役は、7名以内を置く。

(取締役の選任及び解任の方法)

第23条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

3. 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選任する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長、取締役社長及びその他必要な役付取締役を選定することができる。

(取締役会)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

3. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の権限)

第27条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当社の業務執行に関する重要な事項を決定する。

(決議方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第29条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内において、その責任を免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第32条 当会社には、監査役1名を置く。

(監査役の選任)

第33条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内において、その責任を免除することができる。
2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第38条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第39条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第7章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第40条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金500万円とする。

(最初の事業年度)

第41条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から令和2年12月末日までとする。

(設立時役員等)

第42条 当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

取締役	寺内 信夫
同	井上 茂雄
同	岡田 明
同	國光 宏昌
同	大石 憲司
監査役	関 めぐみ

(設立時代表取締役)

第43条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。
千葉県船橋市新高根2丁目17番14号
代表取締役 寺内 信夫

承継権利義務明細表

当社より新設会社に承継される権利及び義務は、本件分割の効力発生日（変更された場合には、変更後の日を含む。以下同じ。）において当社、EMソリューション及びエムウィンソフトが本件対象事業に関して有する以下の資産および負債その他の一部の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち、資産および負債の評価は2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産および負債

当社、EMソリューション及びエムウィンソフトが本件対象事業に関して有する、

- (1) 流動資産 現預金
- (2) 固定資産 工具器具備品及びソフトウェア
- (3) 流動負債 未払金及び賞与引当金
- (4) 固定負債 退職給付引当金

2. 契約上の地位

- (1) 本件対象事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務
- (2) 前号に関わらず、本件対象事業以外の当社、EMソリューション及びエムウィンソフトの事業にも関連して締結された契約並びにこれに基づく本件対象事業以外の当社、EMソリューション及びエムウィンソフトの事業に関連する個別契約は新設会社に承継されない。

3. 雇用契約

本件分割の効力発生日において、本件対象事業に従事する当社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継する。但し、分割の効力発生日現在引き続き本件事業に従事している者に限るものとする。

以上